

## 神戸市公告

ポートアイランド（第2期）製造工場用地における買受人の公募を次のとおり行います。

令和5年9月6日

神戸市長 久元喜造

### 1 公募区画

所在	用途地域	地目	面積
神戸市中央区港島南町3丁目2番1	準工業地域	雑種地	6,898.47 m <sup>2</sup>

注 1) 当該区画は分割が可能です。分割後の区画形状は公募のしおりに記載の区画割図のとおりとします。また、分割後の区画の地番及び面積は、分筆登記後に確定します。申し込み状況によっては、ご希望に添えない場合があることを了承ください。

2) 契約は、上記記載の面積にて締結いたします。

3) 建ぺい率は60%、容積率は200%です。

4) 当該区画を含む区域は「ポートアイランド南地区地区計画（平成30年4月2日変更）」が定められています。

### 2 公募のしおり・申込用紙の配布

#### (1) 配布期間

令和5年9月6日（水）から令和5年10月31日（火）まで

（ただし、土日祝日は除く。）

#### (2) 公募のしおりの配布方法

原則、電子データで配布 ※手渡しでも可

公募のしおりを希望される方は、電子メールにてお申込みください。その際、メールのタイトルは「ポートアイランド（第2期）製造工場用地令和5年度（第1回）公募のしおりの送付について」とし、本文に下記の事項を記載してください。

<記載事項>

① 法人名称、部署、担当者名

② 電話番号

③ メールアドレス（データ送付先）

④ 公募のしおりの使用目的

（申込先） メールアドレス：yuchi\_kobo@office.city.kobe.lg.jp

※ 申込用紙の配布方法については、公募のしおりをご覧ください。

### 3 現地見学会

令和5年9月26日（火）午後2時～午後3時

※ 要事前予約。申込み方法等は、公募のしおりをご覧ください。

※ 雨天決行。ただし、荒天の際は変更する場合があります。

### 4 受付期間・受付方法

#### (1) 受付期間

令和5年10月18日（水）から令和5年10月31日（火）午後5時まで

（ただし、土日祝日は除く。）

#### (2) 受付方法

郵送又は持参

## 5 申込み条件等

### (1) 対象事業者

当該区画を買受け、ポートアイランド（第2期）製造工場用地の用途に適合する事業を行う者。

### (2) 申込者の資格

公募のしおりに定める資格要件を満たす者

### (3) その他の条件

土地利用計画との整合、土地利用上の制限、操業等の義務、権利の譲渡等の制限及び契約の履行等について、公募のしおりに定めるところによります。

## 6 分譲条件等

### (1) 最低提案価格

1平方メートルあたり130,000円

### (2) 申込価格

(1)の最低提案価格以上とします。

### (3) 土地売買代金

土地売買契約は、申込価格（分割の場合は申込価格を買受希望面積で除した額（以下「提案単価」という。）に、分筆登記後に確定した面積を乗じ、1,000円未満を切捨てた額）を土地売買代金として締結します。

### (4) 支払方法

土地売買契約締結の日までに土地売買代金の10%、土地引渡しの日までに土地売買代金の総額の残額をお支払ください。

## 7 買受人の決定

- (1) 申込書等提出された資料に基づき、買受人としての資格等の有無について審査します。
- (2) (1)の資格審査で買受人としての資格等を有するとされた申込者を対象として、申込価格提案書を開封します。
- (3) 複数の事業者からの申込みがある場合は、提案単価が最も高い事業者を買受人として決定し、買受人としての資格を有する申込者に結果を通知します。なお、提案単価が同額の場合は、区画の分割を希望しない事業者を買受人として決定します。提案単価、申込希望区画が同じ場合は、申込価格提案書の開封時に抽選を行い、優先順位を決定します。
- (4) 買受人を決定した後に残区画がある場合は、(3)で買受人に決定した事業者に加え、申込希望区画にかかわらず、次点の事業者を残区画の買受人に決定することができるものとします。この場合の分譲価格は、提案単価に残区画の面積を乗じた額とします。
- (5) 買受人に決定した事業者と契約締結に至らなかった場合は、次点の事業者を買受人に決定します。
- (6) 買受人の決定後に、買受人の都合により契約を辞退した場合は、原則として辞退の日から1年間は、都市局企業誘致課が実施する公募への参加はできません。

## 8 契約の締結

契約は、買受人決定の日から概ね3か月後までに公正証書により締結していただきます。契約締結後、神戸市のホームページで公募結果の公表を行います。公表する項目は、件名、公募区画、買受人事業者名、土地売買価格とします。

9 土地の引渡し

土地の引渡しは、土地売買代金その他本市に支払う金銭が完納された後、現地立会いの上、現状有姿で土地引渡書により行います。

10 その他

公募の詳細については、公募のしおりをご覧ください。